

平成25年第4回教育委員会定例会議事録

招集日時 平成25年4月25日(木曜日) 午後3時開会/午後5時5分閉会
招集場所 加賀市市民会館2階 第7会議室
出席委員 上田政憲、石橋雅之、酒谷百合子、畑中直子、旭直樹
会議列席者 掛山事務局長、網谷次長兼学校指導課長、中矢次長兼九谷焼美術館副館長、梶谷教育庶務課長、西出生涯学習課長、中野スポーツ課長補佐、上野文化課長補佐、矢嶋図書館長、柏田市政図書室長、米屋教育庶務課長補佐

上田委員長 平成25年第4回教育委員会定例会開会宣言
挨拶
それでは議題に入りたいと思います。審議事項が2件ございます。議案12号について事務局よりご説明をお願いします。

■ 議案第12号 学校薬剤師の解嘱並びに委嘱について
梶谷課長 資料に基づき説明

上田委員長 他に補足はありますか。委員の皆さん方から何かご質問等ございませんか。
はい、石橋委員。

石橋委員 その他に書いてあるのはどういうことですか。ヤマテ薬局さんは廃業になっておりますけども、ヤマテさんが辞められて他に変わったということはないのですか。関係ないのであればなぜ書いたのか。

梶谷課長 これは届出が遅れたということで、資料はそのまま出しております。

石橋委員 その他以外は全く関係がないということですね。理解しました。

上田委員長 その他特にないようですので、承認をされる方は挙手をお願いいたします。

全委員 全員挙手

上田委員長 ありがとうございます。次に議案第13号について説明をお願いいたします。

■ 議案第13号 加賀市統合新病院における特別支援学校(院内学校)の非設置について
網谷次長 資料に基づき説明

上田委員長 ただ今の網谷次長の説明の中でお聞きになりたいことはございますか。石橋委員。

石橋委員 この文言を読みますと、『「石川県立医王特別支援学校小松みどり分校」と協力し、病気療養児への指導に係る助言又は援助を行うこととする。』というように書いてありますが、具体的にはどういうかたちなのでしょう。例えば加賀市内の子どもが骨折などで長期入院をしなければならなくなったときに、新しい統合病院に入院した場合、どのようにこのみどり分校と協力を

し、助言、援助を行うのか。あるいは加賀市の統合病院に学校がないから小松市民病院に入院してとおっしゃるのか、その辺を詳しく確認したい。

掛山局長 よろしいですか。まず、今のご質問の件ですけれども、今までの進め方の中では、統合病院は急性期医療を強化した病院です。今は山中温泉医療センターに療養病床があるんですけども、実際ひばりが丘分校に登校される子どもさんがいなかったということが現状です。今回作られる病院が長期の入院を想定していない部分もございます。ある程度の短期間の入院のみです。私もお聞きしたんですけども、急性期、回復期、慢性期、介護期という種類があるそうです。加賀市の病院はあくまでも急性期病院で、小松も急性期らしいですが、今みどり分校に通学されている子どもさんは、あくまでも精神科にかかっている方が多いということございまして、長期入院はあまり想定されていません。これは厚生労働省の指導でもあるんですけども、一般病棟で保健診療を行う際に守らなくてはならない基準というのが厚生労働省から出ているそうです。今新たに建設する加賀市の統合新病院では、病棟の平均在院日数を18日を目途にしてやっていくとすると、骨折も最近では短期の方が多いですし、リハビリも通院でされる方が多いという状況から考えると、院内学校は要らないのではないかと。本当に肺炎とか病弱なお子さんのおいでた場合には、みどり分校に入学していただけるように、保護者の方に指導、援助をしていくという意味合いです。そういった状況になった場合には、専門の学校がすぐ近くにあるもので、そちらと協議していただいております。

石橋委員 平均在院日数18日という話がありました。そうすると、非常に重篤な状態を除いて、例えば骨折して入院している間の学校の勉強は諦めるということですか。

掛山局長 そういった話もございまして、その状況にもよるんですけども、今年の不登校児で、ひばりが丘分校の方に急遽先生を一人雇用しました。仮にそういった状況になれば、新たに特別支援員を雇用して病院に行っていただくということも考えられます。そういった対応も加賀市としては可能だと思っております。学校へ入れるのも可能だと私は考えておりますので、今年もそういった状況があり、そうさせていただきます。だから在籍のままです。

旭教育長 分校に行ってしまう先生がいますから。例えば20日間、加賀市民病院に入院した場合、その間の勉強手立てはどうなるか。これはまず先生が放置しません。必ずその日勉強したものを手分けして教えたり宿題を出したりしますし、特別支援をあてる場合もあります。あてなくても、その間の遅れを取り戻すためにマンツーマンで絶対にします。自分の息子が骨折して1ヵ月ほど入院したことがありますけれども、1ヵ月程度であれば新たに正規職員を置かなくてもいいと思います。ただ2~3ヵ月になると要るかもしれません。去年山中で1人、1学期間だけ特別にしました。すぐに退院しましたが、再発してもう一度置かせてほしいということでしたが、法律上できませんのでその子に関しては市単独で特別支援員をつけました。案外と保護者は勘違いされることが多い。我々としては、手立ては

何とでもしますが、実体がほとんどないんです。交付税処置がありますので、ひばりが丘という名前を付けておいてもどう運用するかは加賀市の中の問題ですから、山中にあればそれでいいんですよ。統合してそれをするとすると、そのための教室を作らないといけない。実体がないというのが現状ですから、それなら他の病棟か使えるスペースにした方がいい。石川県内でこういう学校を設けているのは加賀市のひばりが丘分校と小松市のみどり分校だけなんです。加賀市が撤退すれば、みどり分校だけになります。でも能登にもなければ金沢にもないんです。金沢は国立病院だったから置いているだけで、実態は不登校の受け皿になっているんです。

上田委員長 他に何かございますか。

網谷次長 補足よろしいですか。現在のひばりが丘分校の場合、正規職員はいませんので、例えば25日以上診断書がある児童・生徒が出た場合は、県にお願いして講師を配置することができます。25日を越えるような長期入院は全くないわけです。そうなれば当然、担任の先生などが入院中の児童のもとに通って毎日1時間勉強を教えるという手立てとか、市の方で支援員を配置することは可能なので十分対応できるのではないかと思います。

石橋委員 もう一回確認ですけれども、そうしますと加賀市在住の子どもの中でネフローゼ症候群などを発症して入院しなければならなくなったとした場合に、1ヶ月くらいで出て行かないといけないのかなと勝手に想像しているのですが、その際にはみどり分校がある小松市民病院に転院して下さいという話になり、みどり分校の中で教育を受けられると認識すればよろしいわけですか。

掛山局長 そうですね。ただ、それが1ヵ月なのか2ヵ月なのか入院期間によっては保護者との協議が必要になります。学校が変わる手続きをしないとけないので、事前に保護者と協議をしなければいけません。その辺は診断の結果、よく相談するしかないと思います。

石橋委員 長期入院する場合を想定して話しているのですが、私もネフローゼになって半年入院したことがあるんですよ。ひばりが丘に行った経験もありますので、その辺が気になるんです。そのことが確認できればそれでいいです。

上田委員長 私も小学校5年生のときに3ヵ月学校を休んだことがあります。そんな時代とは全く違うわけですね。病気や怪我はいつ何時なるかわかりませんので、長期入院が必要な場合に、きちんと小松みどり分校で対応できるようなかたちであればいいのかなと思います。いかがでしょうか。

酒谷委員 よろしいですか。何年か前に福井からもひばりが丘分校に来てらしたとお聞きしましたけれども、やはり福井から病院もこちらに転院してきたのですか。

網谷次長 その辺りの詳しいところまでは調べておりません。昭和59年とか、たくさんの入院治療で在籍した児童がいた頃は、長期入院が結構あったと思うのですが、現在の病院にあっては、通院が多くなっておりまして長期入院がほとんど考えられない。それから付け加えますと、平成16年のときに年間8名の在籍があったそうなんです。その内の7名は心身症という診断がなされておましてほとんどが

- 神経性で不登校と関わりのある病気での利用者だったということを考えると、そういうことかなと思います。
- 酒谷委員 不登校の方が小松みどり分校に多いそうですが、病弱ではなくて不登校、これは医師の許可があるとありますけども、やはりこの方達は不登校のために医師の診断を受けてこの学校に入校してらっしゃるのですか。
- 網谷次長 お聞きしますと、小松市民病院の小児科の先生の診断を受けて、その診断によってそれが適当であるという結果であれば、みどり分校に籍を移して通院で対応できます。現在も通院している子がほとんどで、入院して通っている子は1名です。あとの11人は全て通院です。加賀市内からも市をまたいでいる場合は、保護者の送迎を基本としているんだそうです。保護者が送り迎えの責任を持ってもらえば、市外であっても受け入れ可能という話でした。
- 上田委員長 在籍しないといけないわけですからそうですよね。
- 旭教育長 補足ですけども、小松市民病院のお世話になると加賀市は後ろめたいのではないかという感じがあるかもしれませんが、それは違うんですよ。小松市民病院との関係もありますけど、みどり分校は県立ですから。心の病気は市民病院に診てもらっているものもありますけども、他市であってもみどり分校へ入ったらどうですかと説明されるわけです。我々はたまたま隣というだけで、行くことに問題はありません。
- 上田委員長 これに関して他にお聞きになりたいことはございますか。よろしいですか。先ほど不登校が大部分という報告がありましたが、加賀市育成センターに相当する施設は小松市にもあるんでしょうか。
- 網谷次長 小松市にもあります。あってもみどり分校に行く子がいます。小松市は教育委員会の指導主事に特別支援担当の専任がおりまして、教育センターにはそういった者が対応しております。
- 上田委員長 医者が病気と認めた場合はみどり分校となるわけですね。わかりました。ありがとうございます。他にございますか。それでは、院内学校の非設置につきまして、承認される方は挙手をお願いします。
- 全委員 全員挙手
- 上田委員長 ありがとうございます。これについては非設置ということで特に手続きはいらないのですね。
- 掛山局長 以前の学校が廃止される時にですが、県教委に届出をして許可をいただくことになります。条例上、書いてあったと思うのでその辺の手続きをする必要があるかと思います。
- 上田委員長 審議事項は以上2件で終わります。報告案件にまいりたいと思いますので説明お願いいたします。

■ 報告第8号 加賀市青少年育成協議会について
西出課長 資料に基づき説明

上田委員長 旧青少年問題協議会と心の教育推進会議をまとめたかたちでの加賀市青少年育成協議会ですので、規約については初めて出てくるわけですね。

西出課長 この前も一度お伝えしているんですが、少し文言等は変わっております。

上田委員長 ただ今説明いただきましたが、これに対して何かご質問はございますか。はい、石橋委員。

石橋委員 ただ今の説明で山中町の育成連絡協議会、それから山中温泉青少年健全育成連絡会はどうなるのかという話が出ましたが、その後こういう方向性でいくとか結論は出ているのですか。

西出課長 今の段階では出ておりません。

石橋委員 期限をもっていつまでに解決するという思いはありますか。

西出課長 一応、合併が解消されるまでには。

石橋委員 合併というのは。

西出課長 合併というか自治協議会がなくなるのが10年後ですので、あと2年ですね。

掛山局長 自治区ですね。

西出課長 はい。自治区がなくなるまでにはしっかりしないといけないと考えております。

上田委員長 他に何かございませんか。

旭教育長 今、石橋委員が言われたのは9番と12番ですけども、山中は単独の行政区域だったのでしっかりしたものが残っているんですね。だから加賀市は一つだからといって他と並行的にやる方がいいのか、地域性のいいところを残す方がいいのか、反対に山代や片山津に作った方がいいのではないか。ここには例えば山中温泉青少年健全育成連絡協議会という、学校の教員から婦人団体の皆が集まっている、いわゆる青少年育成のミニ版が山中全体にあるんです。ここに一度呼ばれて話をしたことがあるんですが、これはしっかりした地盤があるなと思いました。これがベースになって山中の根っこといいますか、支えている組織になっているんですね。だけでも加賀市は一つだし、これを単独でいつまでも残しておく方がいいのか悩んでいます。加賀市の子ども会もよく頑張ってくれているんですが、山中がここに入ってこないんですね。山中は山中で単独でよくやっているんですよ。自然体験学習もやっているし、山中でウォークラリーもやったり、それはそれで触らない方がいいのか、この辺がわからないんです。生涯学習課を通して担当者とも話をしてお互いに連携して行事に参加していくようにした方がいい。加賀市は一つという大前提でいくのであれば、この中に入るのか検討中です。

酒谷委員 ちょっと教えてください。加賀市子ども会育成連絡協議会というのは、山代とかいろんなどころに子ども会があって、それが一つになって加賀市子ども会ですよ。加賀市青少年健全育成連絡協議会は各地区になくて、こども会とは全然体質が違うのですか。

西出課長 右側に書いてありますが、所管が大聖寺警察署生活安全課ということで、ほとんどが補導員の方の集まりでして子ども会とは全然関係ない組織です。

酒谷委員 補導員は各地区に出ていますか。

旭教育長 これもややこしくていっぱい括りがあるので一つにしたいのですが、補導員関係

でいうならば8番、9番、10番です。

上田委員長 実際の取り組みのときに、それで不都合が起きないものですか。

旭教育長 うまいこと住み分けしてまちづくり協議会と連絡を取って、こいこい祭りとか菖蒲湯祭りになると協力してやっているんですよ。

酒谷委員 30分ほどしたら腕章の違う方が巡回にスタートしますね。

西出課長 各地区山中みたいに子どもを育てる会といった組織がございます。取りまとめるのは加賀市地区指導員連絡協議会の方で、基本的には取りまとめているんですけども、活動的にはそれぞれがしているような状況でございます。

旭教育長 この新しい組織ができれば、そういうところの情報交換をして整備できるものは整備していったらいいと思いますよ。今までは横の連携すらなかったわけですから。スポーツやら行事がありますから、その辺の調整もできるような会になっていけばいいなと思います。

上田委員長 そうですね。取り組みが成果を挙げるという意味では、自分達の活動を整備し、再編も必要になってくると思いますので、また生涯学習課の方でその方向に向けてやっていていただきたいと思います。それについて他にございますか。

石橋委員 もう一点確認だけさせてください。加賀市青少年育成協議会の会議に関しては、「会長が必要に応じ招集する。」と、会長が必要と認めたときに開くような書き方になっていきますね。定期的にする前提ではないんですね、ということが一つ。組織としてあるわけですから、年に数回行われるでしょう。それに関して社会教育委員の方に意見を上申するかたちになっていますから、確か社会教育委員の委員会自体もそんなに多く開かれてないですよ。その辺の連絡をきちっとしながら話し合うことができるように整理整頓していただけますよね。尚且つ、そこからの意見、答申、その他のやり取り、連携をどれくらいの頻度でされるのか。その辺の調整が心配です。

西出課長 石橋委員がおっしゃったことが一番重要でありまして、どう加賀市青少年育成協議会と社会教育委員の連携が取れて話し合いができるかということとございます。事務局の案としましては、まず青少年育成協議会の立ち上げですけども、現状や報告の中で問題点があれば6月に第1回社会教育委員会を予定しておりますので、そこで課題にしたいと思います。7月には青少年育成協議会でグッドマナーキャンペーンの説明会をすることになっておりますので、そこで戻します。その次に、今年から回数を増やしまして第3回社会教育委員会でそういう問題をなるべくリンクさせてお互いに共有して指導助言し合って活動をしていただくような方向性にもっていきたいと考えております。

旭教育長 この組織を作るときに一番問題なのは、16ページのこの図で言いますと、これは首長部局にあったんですけども、廃止する青少年問題協議会の中に『審議会機能』と書いてありますね。これが白い矢印で加賀市社会教育委員に向いています。これが法的強制力を持って、例えばビニール本の自動販売機を法律でもって強制的に撤去させることができる。要するに環境浄化のために加賀市ではそんなものを置いてはいけない、置いた者は処罰します、そこまでやったんです。ところが

これを廃止した場合、こういう強制力がなくなるのではないか。じゃあこの審議機能を社会教育委員に持たすと言いますけども、社会教育委員は審議しても決定権はない。そうすると我々教育委員ですよ。ここに上げないといけないという流れになります。そうすると我々が決定したことは条例にもっていかないといけないですから、首長部局なり議会に諮らないといけない。条例化にもっていくときの課題が残っているということなんです。例えば去年社会教育委員会の中で出た、コンビニがたくさんできて当たり前になりましたけども、成人コーナーが店に平気で置かれていること。青少年、思春期の子達の溜り場になる場合もあるので、あんなことをさせていいのかという意見がある。24時間煌々と電気をつけているのは返って犯罪を誘発しているのではないか。セブンイレブンの名の通り7時から11時まででいいのではないか。これは実際に実施した市町村があるんですよ。京都の丹波の方であったかと思いますが、やはり子どもは落ち着いてきたと言っていました。これこそエネルギーの無駄、便利ですけどもなぜ無理やり24時間開かないといけないのか。県独自の携帯を持ち込まないことを条例化したように、加賀市独自で条例化する場合、どうもって行くのか。ここが今課題である。この組織そのものは非常に実用的ですよ。今までの法的強制力の問題はあるかもしれませんが、よっぽど新しい組織の方が現実味があると思います。あとは強制力の問題です。

西出課長 今の前段の部分ですが、青少年問題協議会の有害図書等の意見は社会教育委員の中で聞くことになっております。社会教育委員の条例に移管しまして、社会教育委員が決められるようになっているので、その点だけはちゃんと移行しております。

旭教育長 条例案文を変更したんですね。あれはいつしたんですか。

西出課長 変更は3月の議会でしてあります。

旭教育長 そこで条例を決められる強制力はあるんですね。わかりました。

酒谷委員 この会の会長は教育長さんなんですか。

旭教育長 そうです。

掛山局長 加賀市の有害図書条例は、この書物が有害か有害でないかを審査するだけで、そこで有害と決定したものが条例に伴って処理されていくんです。実際出版された後にするもので、これは後追いの規定で中々難しいんです。有害図書の規定というのは国の方でしていますけど、ずらっと有害図書のリストがあるんです。それが発行されて、審査をする人が何ページのこの部分が有害だと決定した後にそれがリストで出てくる。加賀市においてもこれをするんですけども、それを社会教育委員の人が有害か有害でないかを審査する。そこで社会教育委員の人が有害だと決定すれば有害図書条例に伴って撤去となります。罰則まではできなかったと思うのですが、ある程度の強制力はあったと思います。ただ、教育長が言われたような話というのはもう少しレベルが高い話で、教育委員会の範疇にはまる話ではないような気がします。ただ、意見としては出せると思っています。

上田委員長 確認ですけども、有害図書に関しては社会教育委員が有害だと判断すれば条例に

なるという意味ですね。
掛山局長 そういふことです。
上田委員長 わかりました。では他に何かございますか。よろしければ次の報告案件にまいります。報告第9号について説明お願いいたします。

■ 報告第9号 平成25年加賀市成人式の開催結果について
西出課長 資料に基づき説明

上田委員長 今年心配する部分はありましたけども、我々としては上出来ではないかと思っております。
旭教育長 生涯学習課がよく頑張ってくれていると思うのですが、油断なくこれで安心すると来年爆発するかもしれません。徐々にでも成人らしい成人式にいかにもっていくかが事務局の仕事ですので、お互いに感謝したり、意欲の出る、応援できるような成人式にもっていくにはどうしたらいいかという工夫をぜひ来年に向けて新たなチャレンジとしてやらないといけない。これで安心されると困ります。教育委員の一人としては、あるべき若者の姿にいかにもっていくかということをお願いしたい。
上田委員長 一人一人はそんなに問題ないのですが、集団になると、というところがありますから、少しずつ前進をしたいと思えます。
畑中委員 すみません、文化会館の雨漏りってどうなったんでしょうか。
西出課長 去年防水は全部したんですけども、風が吹くと煙突部分の側面が上がりまして吹き込んでいたとわかりましたので、見積りをとって至急修繕の手配をいたしました。
上田委員長 では次に移りたいと思います。報告第10号ですが、大変ご苦勞様でした。担当の方は非常に忙しい思いをされたと思います。中野課長補佐、説明をお願いします。

■ 報告第10号 第1回加賀温泉郷マラソンの開催結果について
中野課長補佐 資料に基づき説明

上田委員長 今のお話のようにいろんな苦情の電話が鳴り止まなかったということもございますが、基本的には天候というのはすごく大事ですので、前日が雨というのは痛かったですね。私も当日、開会式の前にキタセンの横を通ったんですけども、ぬかるみできてすごいことになっているなと思いました。
酒谷委員 怪我人とかはいませんでしたか。
中野補佐 やはり体調が悪くなったり、足が痛くなってこれ以上走れない、捻挫等でリタイアされる方はいましたが、救急車の出動、搬送はありませんでした。
上田委員長 それは良かったですね。それが一番気になるところです。他に何かございますか。はい、石橋委員。

石橋委員 当日私は自宅近くの沿道で応援しておりました。山中ですから早めに皆さん通ってしまわれるので、いたのは1時間半ほどなのですが、当日から翌日にかけてフェイスブックやいろんなネット関係に、走った本人、見ていた人も含めてたくさんの書き込みがありました。比較的好意的であったように思います。ルート周辺に家がある人の書き込みもありましたので、全部ではないですけどいくつか見ました。ある人は家の前がコースで長い時間クルマが出せなかった。書いた本人は裏にも出口があるので構わないけども、道路側しかない人は非常に困っただろうと、今後こういうコースに面した方達はどうかしたらいいのかと書いておられました。朝早くから出掛けてしまうという対策をとるしかないのかと書いておられる方もいまして、なるほど、そういう方法もあるのだと思いますが、今もおっしゃられたようにものすごく苦情の電話がかかったということもありますし、今後減ることもないと思います。次の「かが広報」に記事を載せられると思いますので、良い話や良い意見をいくつか載せてあげた方がいいと思うんです。そうすることによって加賀市のイメージも上がってくるし、我々がやったことに対して遠方から来た人が喜んでいいるということ載せて読んでいただければ、少しは不満の解消に繋がるのではないかと思います。4,000人ほどの人が喜んで帰られたということアピールすべきだと思います。当然、沿道の皆さんにご迷惑をお掛けしましたということ謝罪しながら、最後に来年も続けますからお願いしますということ載せて、少しずつ少しずつ不満を和らげるしか方法がないのかなと思います。

上田委員長 他に何かございますか。今の広報にどう載せるかというのも大事で、これからのことでもありますのでまたお願いをしたいと思います。では、その他お願いします。

梶谷課長 資料には出ていませんが、報告第11号としまして、お手元の冊子の教育委員会資料の中で13ページのA3の資料ですけども、25年度の加賀市教育委員会の施策ということで、目標及び事務局目標についてご説明したいと思います。

■ 報告第11号 平成25年度加賀市教育委員会施策について

梶谷課長 網谷次長 西出課長 中野課長補佐 上野課長補佐
資料に基づき説明

上田委員長 ただ今各課から本年度の施策について説明がございましたが、ご意見等ありましたらお願いいたします。教育長さん補足はございますか。

旭教育長 語り出したらきりが無いのですが、一つだけお忘れないようにお願いしたいのは、やっと成人式とマラソンを終え、皆さん非常によく頑張ってくれました。いずれも天気が悪くて残念だったんですけど、今年度3つ目の教育委員会のイベントとして、文化課主催で9月29日(日)に敷地物狂という能楽を

計画しているんです。加賀市の売りは伝統文化だと思っているんです。本当を言うと山代大田楽もあるんですけども、やはり能というのは城下町を有する加賀市と金沢市にしかないわけです。これを市民に周知していくということと、我々自身が参加しないといけない。また教育委員の皆さんには、いろんな会合がありましたらこういうものがあると周囲の方に宣伝していただきたい。私は学校関係者、校長関係者、公民館関係者、PTAにも言いました。そういうことでまたお願いします。我々自身が勉強しないといけない。敷地物狂の漫画も出ていますので、また時間を見て教育委員さんにお渡しします。

上田委員長 私の父親が錦城能楽会で地謡をしていたので、小さい頃によく連れて行ってもらいました。あれはわからなくても感じればいいんです。そういう感じから入って行って興味関心が湧けばそれでいいんです。笛や太鼓や五人囃子、皆いきなりわかろうとするから毛嫌いするのであって、わからなくてもいいから連れて行ってあげることが大事ですね。

旭教育長 そういうことから城下町大聖寺を意識してもらいたいなと思います。

上田委員長 その他(1)にまいります。

■ その他(1) 石川縣市町教育委員会連合会定期総会について
梶谷課長 資料に基づき説明

梶谷課長 11時出発ということで宜しくお願いします。

上田委員長 続きまして、その他(2)について説明をお願いします。

■ その他(2) 加賀市議会定例会(6月)日程について
梶谷課長 資料に基づき説明

上田委員長 続きまして、その他(3)の説明をお願いします。

■ その他(3) 教育体制検討会議について
掛山局長 資料に基づき説明

旭教育長 特に第1回加賀市教育体制検討会議については、最初は顔合わせをしてマスコミに報告し加賀市をアピールしたい。これだけの先生を集められるのは市長のおかげです。ここの進め方は大変難しいんですけども、松田先生とお話をしていたら、それぞれの先生方の人生哲学のような教育に対する考え方がありますので、例えばこの前、清水先生に来てお話いただいていますけども、松田先生に15分か20分ほど話してもらって皆で共有する。笹原さんはMROで活躍されて今は社長と言う立場でおられて、自身の考える教育哲学を話していただく。何回になるかわかりませんが、4回なら4人いますのでそれぞ

- れ 20 分ほど話していただくのはどうか。お互いにメンバーを知らないわけですから、そういうやり方で進めてはどうかと思います。
- 上田委員長 それでは、その他(4)について説明をお願いします。
- その他(4) 加賀市教育委員会事務局組織規則、加賀市教育委員会事務決裁規程及び加賀市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正の予定について
梶谷課長 資料に基づき説明
- 上田委員長 特にございませつか。その他(5)について説明をお願いします。
- その他(5) 加賀市PTA連合会との意見交換会について
西出課長 資料に基づき説明
- 上田委員長 その他(6)について説明をお願いします。
- その他(6) 第10回九谷焼絵皿原画コンクールについて
中矢次長 資料に基づき説明
- 上田委員長 その他ございますか。なければ次回日程をお願いします。
- 梶谷課長 5月27日(月)午後1時半からでお願いします。
- 上田委員長 それでは、大変長時間ありがとうございました。第4回教育委員会定例会を終わります。

以上、会議の顛末を記載し、会議録を作成する。